

豊田市農業委員会議事録

令和4年5月31日、豊田市農業委員会長 横条 鈞は、令和4年5月度農業委員会総会を豊田市役所南庁舎7階、南72委員会室に招集した。

<会議に付した議案>

- 議案第29号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第30号 農地法第4条の規定による許可申請承認について
- 議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請承認について
- 議案第32号 農地法第5条事業計画変更申請承認について
- 議案第33号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について
- 議案第34号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 議案第35号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第36号 耕作放棄地の農地、非農地の判断について

報告

- 耕作放棄地の農地、非農地の判断について
- 農地法第18条第6項の規定による通知書受理について
- 農地法第4条第1項ただし書きにおける適用除外の確認について
- 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書受理について
- 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理について

< 出席委員 > (17名)

1番	鈴木喜一郎	2番	築山 正樹	3番	西山弥太郎
4番	石川 幸子	5番	為井 裕	6番	近藤 和人
7番	杉浦 俊雄	8番	土方 和子	9番	梅村 逸次
10番	水野 省治	—————		12番	中島 匡代
13番	加知 満	14番	伊藤喜代司	15番	伊藤 政和
16番	浅見富士男	17番	林 如実	18番	杉田 雅子

< 欠席委員 > (2名)

11番	梅村 貢司	19番	横条 鈞
-----	-------	-----	------

< 事務局説明員 >

副主幹	山岡 雅史	担当長	加藤 泰平	主査	井上 貴道
主査	杉本 一浩	主査	伊藤 寿信	主査	鈴木 彩
主査	岩月 彰弘				

(開会 午後 2時00分)

会長職務代理： ただいまより、豊田市農業委員会総会を開催いたします。

出席状況について、事務局より報告を求めます。

事務局： 本日の欠席委員は、11番、梅村貢司委員、19番、横条 鈞委員、以上、2名です。

委員の半数以上の出席を得ていますので、本総会が成立いたしておりますことを御報告します。

会長職務代理： ここで、本日の議事録署名者2名を指名させていただきます。

6番、近藤和人委員、10番、水野省治委員、以上の2名の委員にお願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。

本日の提出議案は、議案第29号から第36号までの審議案件8件とその他の報告案件5件です。

それでは、順次、議題を上程させていただきます。

令和4年議案第29号「農地法第3条の規定による許可について」。

事務局の説明を求めます。

事務局： 令和4年議案第29号「農地法第3条の規定による許可について」。

詳細はお手元にある議案を御覧ください。

41番、志賀町の件。

担当推進委員の加藤委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

42番、和会町の件。

担当推進委員の山田委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

43番、中田町の件。

担当推進委員の小山委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

44番、千洗町の件。

担当推進委員の加藤委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

45番、保見町の件。

担当推進委員の渡邊委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

以上、読み上げました案件につきまして、農地法第3条第2項各号の不許可の条文に該当しないことを確認いたしております。

以上です。

会長職務代理： 事務局の説明並びに地区担当推進委員の意見が終わりました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

(会場声なし)

会長職務代理： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第29号で上程されました5件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会長職務代理： 挙手多数と認めます。

よって、議案第29号は承認決定されました。

令和4年議案第30号「農地法第4条の規定による許可申請承認について」。

事務局の説明を求めます。

事務局： 令和4年議案第30号「農地法第4条の規定による許可申請承認について」。

立地基準、許可基準について述べさせていただきます。

7番、西山町の件、貸駐車場です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

お願いします。

鈴木委員： 特に問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

なお、一般基準については、問題ない旨を既に確認しております。

以上です。

会長職務代理： 事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆さんに御質問並びに御意見を伺います。

(会場声なし)

会長職務代理： 特に御意見もないようですので、採決いたします。

議案第30号で上程されました1件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会長職務代理： 挙手多数と認めます。

よって、議案第30号は適当である旨、承認されました。

令和4年議案第31号「農地法第5条の規定による許可申請承認について」。

事務局の説明を求めます。

事務局： 令和4年議案第31号「農地法第5条の規定による許可申請承認について」。

立地基準、許可基準について述べさせていただきます。

75番、西新町の件、輸送物流施設です。甲種農地です。判断基準は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地のうち、その区域の面積、形状傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適すると認められる農地です。

許可基準は甲種農地で、既存施設の敷地面積の2分の1を超えない拡張に該当します。

続きまして、76番、高原町の件、農家住宅です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、77番、若草町の件、分家住宅です。第2種農地です。判断基準は、上豊田駅からおおむね500メートル以内の農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、78番、若草町の件、工事車両駐車場、一時転用です。農用地区域内農地です。判断基準は、農業振興地域整備計画において農用地等として

定められた土地の区域内にある農地です。

許可基準は、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと判断される一時転用に該当します。

お願いします。

鈴木委員： 4件とも特に問題ありません。

以上です。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、79番、扶桑町の件、分家住宅です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

お願いします。

築山委員： 特に問題ございません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、80番、畝部西町の件、分家住宅です。第3種農地です。判断基準は、水管、下水管が埋設されている幅員4メートル以上の道路の沿道区域で、おおむね500メートル以内に2以上の教育施設がある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、81番、畝部西町の件、駐車場、一時転用です。農用地区域内農地です。判断基準は、農業振興地域整備計画において農用地等として定められた土地の区域内にある農地です。

許可基準は、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと判断される一時転用に該当します。

お願いします。

西山委員： 2件とも申請書のとおりであると思います。

以上です。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、82番、宝町の件、分家住宅です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

お願いします。

近藤委員： 特に問題ありません。

事務局： ありがとうございました。

続きまして、83番、堤町の件、駐車場です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

お願いします。

杉浦委員： 異議ありません。

事務局： ありがとうございました。

続きまして、84番、花園町の件、分家住宅です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

お願いします。

土方委員： 問題ありません。

事務局： ありがとうございました。

続きまして、85番、西広瀬町の件、自己用住宅です。第2種農地です。判断基準は、中山間の生産性の低い小規模農地等、ほかのいずれの農地区分にも該当しない農地です。なお、以降同基準は、その他第2種農地と読ませていただきます。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

梅村（逸）委員： 問題ありません。

事務局： ありがとうございました。

続きまして、86番、力石町の件、自己用住宅です。第2種農地です。判断基準は、その他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

水野委員： 問題ありません。

事務局： ありがとうございました。

続きまして、８７番、大平町の件、郵便局です。第２種農地です。判断基準は、その他第２種農地です。

許可基準は第２種農地で、周辺の第３種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

中島委員： 問題ありません。

事務局： ありがとうございました。

続きまして、８８番、大井町の件、太陽光発電施設です。第２種農地です。判断基準は、その他第２種農地です。

許可基準は第２種農地で、周辺の第３種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

伊藤（政）委員： 問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

なお、一般基準については、全ての案件について、問題ない旨を既に確認しております。

以上です。

会長職務代理： 事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで、豊田市農業委員会会議規則第１０条において議事参与の制限の規定があり、委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないこととなっております。

本議案第８７番の大平町の案件については、加知満委員がこの規定に該当しますので、この案件については当該委員を外して審議いたします。

まず、加知委員、退席をお願いいたします。

(加知委員退席)

会長職務代理： では、申請番号８７番、大平町の案件について、委員の皆さんの御意見並びに御質問を伺います。

(会場声なし)

会長職務代理： 特に御意見もないようですので、採決をいたします。

議案第31号で上程されました申請番号87番について、賛成の委員は
挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会長職務代理： 挙手多数と認めます。

加知委員の入室を認めます。

(加知委員着席)

会長職務代理： 続いて、申請番号87番を除く13件について、委員の皆さんの御質問
並びに御意見を伺います。

(会場声なし)

会長職務代理： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第31号で上程されました申請番号87番を除く13件について、
賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会長職務代理： 挙手多数と認めます。

よって、議案第31号の全ての案件については、適当である旨、承認さ
れました。

令和4年議案第32号「農地法第5条事業計画変更申請承認について」。
事務局の説明を求めます。

事務局： 令和4年議案第32号「農地法第5条事業計画変更申請承認について」。

4番、堤町の件、変更内容は事業区域変更です。

本件は、令和4年3月16日付第5条許可を得ました。当初は申請地をトラックの駐車場としてのみ使用し、トラックドライバーの通勤用自家用車の駐車場を当該申請の借人の事業所にて確保する予定でございましたが、駐車スペースが不足してしまったことから、隣地の16番を申請地に含めることで不足分の駐車場を確保すべく、当時の事業計画拡張の申請に及ぶものです。

なお、16番は農地であるため、同時に農地転用許可申請がなされており、既に議案として上程済みです。

お願いします。

杉浦委員： 特に異議ありません。

事務局： ありがとうございました。

以上です。

会長職務代理： 事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

(会場声なし)

会長職務代理： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第32号で上程されました1件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会長職務代理： 挙手多数と認めます。

よって、議案第32号は適当である旨、承認されました。

令和4年議案第33号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」。

事務局の説明を求めます。

事務局： 令和4年議案第33号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」。

4番、井上町の件、主たる従事者の死亡のためです。

担当推進委員の磯村委員からは、証明について問題ない旨、御意見をいただいております。

以上、読み上げました案件につきまして、生産緑地法第10条の要件を満たしていることを確認しております。

以上です。

会長職務代理： 事務局の説明並びに地区担当推進委員の意見が終わりました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

(会場声なし)

会長職務代理： 特に御意見もないようですので、採決をいたします。

議案第33号において上程されました1件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会長職務代理： 挙手多数と認めます。

よって、議案第33号は承認決定されました。

令和4年議案第34号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」。

事務局の説明を求めます。

事務局： 令和4年議案第34号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」。

2番、本町の件、担当推進委員の中野委員からは、証明について問題ない旨、御意見いただいております。

3番、本地町の件、担当推進委員の光岡委員から、証明について問題ない旨、御意見をいただいております。

4番、田代町の件、担当推進委員の光岡委員から、証明について問題ない旨、御意見をいただいております。

以上です。

会長職務代理： 事務局の説明並びに地区担当推進委員の意見が終わりました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

(会場声なし)

会長職務代理： 特に意見もないようですので、採決といたします。

議案第34号で上程されました3件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会長職務代理： 挙手多数と認めます。

よって、議案第34号は承認決定されました。

令和4年議案第35号「農用地利用集積計画の決定について」。

事務局の説明を求めます。

事務局： 令和4年議案第35号「農用地利用集積計画の決定について」。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を定めることについて、別紙のとおり決定する。

今回御審議いただくのは、利用権設定のうち、令和4年6月1日から貸借期間が開始されるものです。

資料は2種類あります。別紙、議案第35号資料①は、利用権の総括表になります。議案第35号資料②は、1筆ごとの情報を全件示すものです。

ここでは、別紙議案第35号資料①の総括表で御説明させていただきます。

3番、総括表の左に書かれているのが貸借終期です。貸借の始まりはいずれも令和4年6月1日ですが、貸借の終わりがそれぞれ異なっております。

今回は、総括表の一番下の総計欄のとおり、55筆、6万6,439平方メートルの利用権を設定するものです。

以上です。

会長職務代理： 事務局の説明が終わりました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

(会場声なし)

会長職務代理： 特に御意見もないようですので、採決をいたします。

議案第35号で上程されました件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会長職務代理： 挙手多数と認めます。

よって、議案第35号は承認決定されました。

続いて、令和4年議案第36号「耕作放棄地の農地、非農地の判断について」。

事務局の説明を求めます。

事務局： 令和4年議案第36号「耕作放棄地の農地、非農地の判断について」。

別紙のとおり、現況確認を行った結果、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断します。

別紙A4の資料、4ページから14ページを御覧ください。

今回、小原、松平、下山地区の合計で435筆、14万7,143.6平方メートルの土地が対象となります。

当該土地は、今年度行った農地法第30条に基づく利用状況調査の結果に基づき、既に森林・原野化しているなど、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断します。

以上です。

会長職務代理： 事務局の説明が終わりました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

(会場声なし)

会長職務代理： 特に御意見もないようですので、採決をいたします。

議案第36号で上程されました件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

します。

(賛成者挙手)

会長職務代理： 挙手多数と認めます。

よって、議案第36号は承認決定されました。

報告案件について、事務局より説明をお願いします。

事務局： 議案12ページ及び別紙配付資料15ページ及び16ページを御覧ください。

報告、耕作放棄地の農地、非農地の判断についてです。

こちらの報告案件は、農地所有者による非農地確認願の申請に基づき、事務局で別紙のとおり現況確認を行った結果、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断しましたことを報告いたします。

続いて、議案13ページを御覧ください。

報告、農地法第18条第6項の規定による通知書受理について。

36番、中田町の案件から、14ページを御覧ください、43番、花園町の案件までの8件について、いずれも賃貸借権の合意解約につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、議案15ページを御覧ください。

報告、農地法第4条第1項ただし書きにおける適用除外の確認について。

1番、中田町の案件については、2アール未満の農業用倉庫につき適用除外として、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、議案16ページを御覧ください。

報告、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書受理について。

14番、大林町の住宅敷地増しの案件から、18ページを御覧ください、22番、下市場町の店舗及び集合住宅までの9件について、いずれも市街化区域内農地の転用につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、議案19ページを御覧ください。

報告、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理について。

54番、丸山町の自己用住宅の案件から、22ページを御覧ください、66番、生駒町の駐車場の案件までの13件について、いずれも市街化区域内農地

の転用につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

以上です。

会長職務代理： これで、本日の全議案の審議を終了いたしました。

慎重審議いただき、誠にありがとうございました。

(閉会 午後 2時22分)

議事録署名者
